

最近の国等の動きについて

- 12月 3日 原子力委員会は、「核燃料サイクルのあり方を考える検討会」(第2回)を開催した。その中で、青森県六ヶ所村長は、「原子力政策については、国が責任を持つことが国民の信頼を得ることにつながる」とした上で、「プルサーマル計画の計画通りの実施」を求めた。
- 12月 4日 原子力安全・保安院は、原子力施設の内部告発を受け付ける原子力施設安全情報申告調査委員会の検討結果5件を公表。いずれも法令や安全上で問題はなかったとした。同調査委員会は10月に設置され、これまで7件の内部告発が寄せられ、残り2件現在検討中。
- 12月 4日 経済産業省は、エネルギー政策基本法を具現化する「エネルギー基本計画」の策定に向け、総合資源エネルギー調査会総合部会を再開する方向で調整に入った。(電気新聞記事)
- 12月 6日 資源エネルギー庁は、電源三法交付金(電源開発促進税法、電源開発促進対策特別会計法、発電用施設設置周辺地域整備法)を抜本的に見直し、03年度から施行する方向で内閣法制局と調整に入った。制度ごとに使途が決まっていた補助対象事業の一元化や使用済燃料中間貯蔵施設への拡充等が柱。通常国会に特別会計法と周辺地域整備法改正案を提出する方針。(電気新聞記事)
- 12月11日 原子力発電所の自主点検記録不正問題を受け、再発防止や罰則強化を図る電気事業法および原子炉等規制法の改正案が、参議院本会議で賛成多数により可決、成立した。同時に独立行政法人「原子力安全基盤機構」の設置法案も成立した。
- 12月12日 原子力安全委員会は、高速増殖炉「もんじゅ」の改造工事について、安全性が確保できると結論付けた原子炉安全専門審査会の報告書を妥当と認めた。サイクル機構は、福井県の了解を受けた後、改造工事に着手する予定。
- 12月12日 副知事(知事代理)は、「原子力安全規制の確立を求める議員の会」(会長;小林守衆議院議員)第2回総会において、「中間とりまとめ」の内容について、説明を行った。
- 12月16日 総合資源エネルギー調査会原子力安全・保安部会の原子炉安全小委員会は、維持基準整備に向けた検討に着手した。「基準評価ワーキンググループ(WG)」を設置した。

- 12月17日 原子力委員会は、「もんじゅ」の設置変更について、妥当とした答申を経済産業大臣に行った。また、早期運転再開の必要を訴えた「高速増殖炉サイクル技術の研究開発について」メッセージを発表した。
- 12月18日 日本原燃社長は、定例会見で「事業者としていろいろなケースを考ながら仕事をしている」と述べ、MOX工場建設計画について04年4月着工を延期する可能性を示唆した。
- 12月19日 知事は、自民党・政務調査会の電源立地等推進調査会などエネルギー関係4部会の合同会議に出席し、原子力、エネルギー政策について意見交換を行った。
- 12月19日 資源エネ庁は、東電原発全17基停止を受け節電キャンペーンを展開すると発表した。
- 12月19日 原子力発電環境整備機構(原環機構)は、原子力発電所などで発生する高レベル放射性廃棄物の処分場建設に向け、概要調査地区の公募を開始した。応募要領などを全国3239市町村に送付し候補地を探す。
- 12月20日 中部電力は、02年5月以来停止していた浜岡原子力発電所2号機の運転を再開した。
- 12月23日 日本原燃、燃料貯蔵プール漏水問題で使用済燃料搬入を03年4月末まで見合わせると発表した。02年11月に再処理工場内にある使用済燃料貯蔵プール漏水の原因が、溶接ミスだったことが分かり、他の2つのプールの健全性を点検すべきと判断した。
- 12月25日 日本原子力発電は計画している敦賀発電所3・4号機の増設について、福井県及び敦賀市が事前了解した。
- 12月27日 総合資源エネルギー調査会電気事業分科会は、電気事業制度改革の進展を踏まえ、『バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等を分析・評価する場を立ち上げ、～略～、平成16年末を目途に、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について必要性を含め検討すべきである。』とした答申案をまとめた。

平成15年

- 1月9日 経済産業省事務次官は、会見で、「地球温暖化問題に対応するにしても、原子力にある意味で寄りかかった形でいいのか」、「技術開発の課題にしましても、いつまでも新エネルギーというのは採算に合わないという漠然とした共通の意識を持ちながら対応しているのでは、いつまでもたっても物にならない」等、「いろいろなパラダイムの転換というのが必要になってくるのではないか」との認識を示した。

高速増殖炉サイクル技術の研究開発について
(案)

平成14年12月17日
原子力委員会メッセージ

1. 高速増殖炉サイクル技術は、原子力委員会が平成12年に策定した「原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画」(以下「長期計画」という。)等において、ウランの利用効率を飛躍的に高めることができ、高レベル放射性廃棄物中に長期に残留する放射能を少なくする可能性を有していることから、将来の非化石エネルギー源としての有力な技術的選択肢と位置付け、着実にその開発に取り組むことが重要であるとしています。
2. 平成7年のナトリウム漏えい事故以来運転を停止している高速増殖原型炉「もんじゅ」については、平成9年に設置した「高速増殖炉懇談会」等において、あらためてその意義、役割を検討してまいりました。この結果を踏まえ、「もんじゅ」は、「長期計画」において、我が国における高速増殖炉サイクル技術の研究開発の場の中核として位置付け、早期の運転再開を目指すこととしました。
3. 「もんじゅ」については、ナトリウム漏えい事故の再発防止対策等に必要となる改造工事を行うための原子炉設置変更許可申請に係る諮問が、本年5月に経済産業大臣から原子力委員会及び原子力安全委員会に対して行われ、原子力委員会では、原子炉等規制法に基づき審議を行い、本日の答申に至りました。
4. 今後、「もんじゅ」は、安全確保を大前提とし、立地地域を始めとする社会の理解を広く得つつ、一日も早く運転を再開し、併せてMOX燃料製造など、高速増殖炉サイクル技術の研究開発を進めることが重要であり、関係者の一層の努力を希望します。
また、高速増殖炉サイクル技術は、我が国の核燃料サイクル政策の不可欠な要素であり、原子力委員会も高速増殖炉サイクルの実現に向けて積極的に取り組んでまいります。

平成14年12月27日

今後の望ましい電気事業制度の骨格について（案） 抜粋

(4) エネルギーセキュリティや環境保全等の課題との両立

電気の供給信頼度維持等は専ら電気事業制度により担保すべきであるのに対し、エネルギー・セキュリティや環境保全等については電力のみならず他の分野においても追求すべきものがある。ただし、その多くの部分は電気事業制度とオーバーラップしていることから、その部分については同制度の問題として対応することになる。また、その際、特にシステムの中核として位置付けられる供給主体は、エネルギーセキュリティや環境保全等の課題に中心的に取り組む責務を有する。

具体的には、電気事業制度の中核的役割を担う一般電気事業者には、エネルギーセキュリティ及び環境負荷の観点から優れた特性を有する原子力発電や水力発電等の初期投資が大きく投資回収期間の長い長期固定電源の推進に向けた取り組みが引き続き期待される。特に、原子力等の大規模発電事業を推進するためには、送電事業との一体的な実施が求められることを踏まえると、現行の一般電気事業者が、引き続き重要な役割を果たすことが期待される。

また、エネルギーセキュリティや環境保全といった課題は、その全体を体系的に実現するための仕組みの中で、その達成を担保すべきものも多く、それらについては、むしろその仕組みに委ねることが適当である。

特に、今般閣議決定されたエネルギー関係の歳入・歳出構造の見直しは、①歳入面において原子力発電等の環境負荷の小さい長期固定電源にかかる税負担を化石燃料による火力発電と比して相対的に軽減することにより、原子力発電等の価格競争力を高め、②歳出面において原子力発電等の開発及びその強みである長期安定運転のための環境整備に重点的に財政措置を講ずるものであり、小売自由化の一層の進展の下でも原子力発電等の推進が図られる環境の整備に資するものと考えられる。

また、上記に加え、原子力発電の遂行に当たっては、原子力委員会の原子力長期計画等に定める基本方針に従って再処理し、回収されたプルトニウム等を利用することが国の重要な政策としても求められている（注1）。これに必要な再処

理事業や関係放射性廃棄物の処分事業等は極めて長期間を要するものであり、事業の不確定性も大きい。このため、従来からその円滑な遂行を図る観点からの政策的措置が講じられてきている（注2）。

しかし、詳細な安全規制上の方針策定、科学的知見の集積、事業の見通し等が不十分であるために、現時点では措置を具体化することができないものなどもあり、今後の知見の集積の進展も踏まえつつ、従来からの原子力発電及びバックエンド事業の円滑な推進の観点に加え、投資環境を整備する観点からも、適切な制度・措置の検討・整備を行っていくことが必要である。このため、バックエンド事業全般にわたるコスト構造、原子力発電全体の収益性等を分析・評価する場を立ち上げ、その結果を踏まえ、官民の役割分担の在り方、既存の制度との整合性等を整理の上、平成16年末を目途に、経済的措置等具体的な制度・措置の在り方について必要性を含め検討するべきである。

（注1）（原子力の研究、開発及び利用に関する長期計画(平成12年11月24日)抜粋)

- 国民の理解を得つつ、使用済燃料を再処理し回収されるプルトニウム、ウラン等を有効利用していくことを国の基本的考え方とする。
- 我が国は、核燃料サイクルの自主性を確実なものにするなどの視点から、今後、使用済燃料の再処理は国内で行うことを原則とする。

（注2）これまで講じられてきた政策的措置

- ・ 特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律
- ・ 再処理準備金制度
- ・ 原子炉廃止措置準備金制度（解体廃棄物処理処分費を含む）

【経済産業省ホームページより】

事務次官等会議後記者会見の概要

平成15年1月9日(木)

14:03~14:17

於：記者会見室

～略～

【エネルギーと環境政策】

Q：エネルギーと環境政策についてお聞きしたいのですが、年末に平沼大臣が予算案で会見したときに、エネルギー特別会計の見直しはあくまでも第一歩で、これからさらにその分野で取り組みを進めていきたいという発言があったのですが、経済産業省としては、この分野でさらに新たな取り組みを今何かお考えでしょうか。

A：これからの検討課題というのは、まだまだ残っていると正直思っております。ああいう形で特別会計及びその歳入面で一步を踏み出したわけではありますが、本当は環境もさることながら、それからまたエネルギー政策それ自体としても、今までのようなパラダイムで考えていていいのかどうか、中期的、長期的、それから国民全体から見て、いろいろなパラダイムの転換というのが必要になっていくのではないかという感じがいたします。

そのために、具体的にどのような方向づけをして、それに向けてどういう政策手段をどういう段階を経て講じていくのかというのは、まさしくこれからまだまだ議論を重ねていかなければいけないと思っております。ただ、余りゆっくりもしてはられませんから、いろいろなエネルギーをめぐる節目、節目の検討の場というのが今年もございませうけれども、そういった場を重ねることによって、私どもなりの考え方を世の中にお諮りをしていきたいと思っております。

Q：課題としては、今どういう課題があるのでしょうか。

A：アトランダムになりますけれども、例えば地球温暖化問題に対応するにしても、原子力にある意味で寄りかかった形だけでいいのかどうか、ややもすればすぐ環境税という話になりがちなのですが、その前にもっともっと工夫をし、挑戦をし、それで具体化をしていくべき課題というものはあるのではないかと。そういったときに、エネルギーの供給主体とその関係は今を前提にして考えていていいのかどうか、あるいはいろいろなインフラ、ファシリティを含めて、その多様化を図られるような基盤整備をもっともっと急ぐべきではないかと、いろいろな課題があるのだと思います。

それから、技術開発の課題にしましても、いつまでも新エネルギーというのは採算に合わないという漠然とした共通の意識を持ちながら対応しているのでは、いつまでも物にならないわけでございまして、そこを思い切ってブレイクスルーしていくようなチャレンジというのは本当にできないのだろうか、いま一度私どもはイロハに立ち返って、幾つかの大きな課題というのを整理し直す必要があるのではないかとという意味では、幾らでもまだ挑戦すべき課題というのがあるのではないかと思っております。

(以上)